

# 自動車リサイクル法

## 解体業・破砕業許可申請の手引



愛知県環境部 / 豊橋市 / 岡崎市 / 豊田市

## 目 次

1 自動車リサイクル法の概要 .....	1
2 自動車リサイクル法と他法の関係 .....	4
3 解体業・破砕業の実施義務 .....	5
4 許可にあたっての基準 .....	7
(1) 解体業 .....	7
(2) 破砕業 .....	13
5 許可申請(届出)手続 .....	16
(1) 解体業 .....	16
(2) 破砕業 .....	18

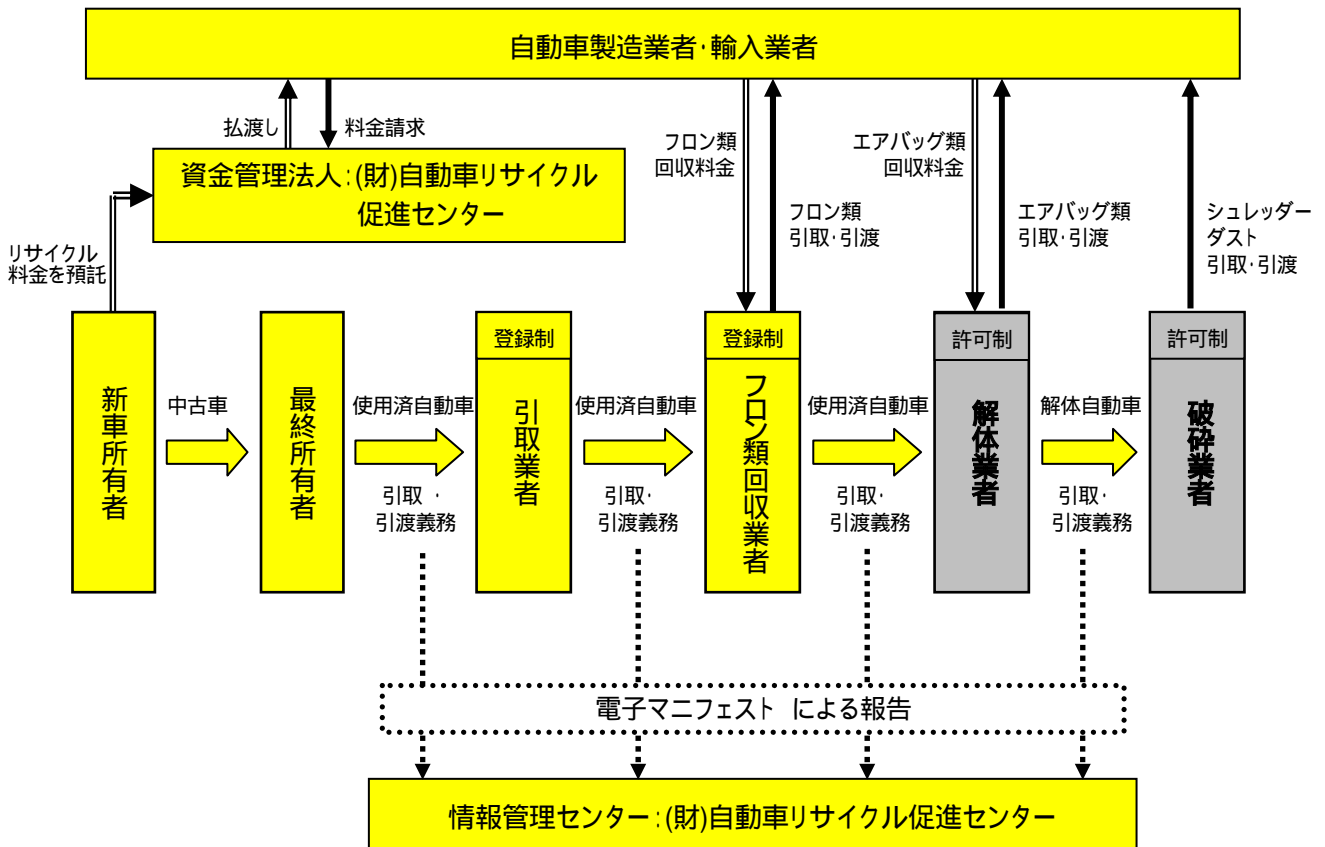
# 1 自動車リサイクル法の概要

我が国で年間約 400 万台排出される使用済自動車は、従来から解体業者や破砕業者によってリサイクル等が行われてきましたが、近年の最終処分場の逼迫によるシュレッダーダスト（ASR）処理費用の高騰や、鉄スクラップ価格の低下・不安定な変動により、使用済自動車の逆有償が進み、不法投棄・不適正処理の懸念も生じてきました。

そのため、自動車メーカーを中心とした関係者に適切な役割分担を義務付け、使用済自動車のリサイクル・適正処理を図る新たな仕組みとして、平成 14 年 7 月に自動車リサイクル法（使用済自動車の再資源化等に関する法律）が制定されました。

この自動車リサイクル法では、リサイクルシステムがうまく働かない主要因となる ASR や、新たな環境問題であるエアバッグ類及びフロン類を適正にリサイクル・処理することを主眼としています。

今後、自動車リサイクル法の施行に伴い、16 年 7 月 1 日から解体業・破砕業に係る許可制度がスタートするとともに、17 年 1 月 1 日からは、関連事業者による使用済自動車の引取り・引渡しや、リサイクル料金の預託制度が始まるなど、自動車リサイクルが本格的に動き出します。



パソコン等を利用した電子情報による移動報告

## 対象となる自動車

被けん引車、二輪車、大型・小型特殊車、その他農業・林業機械等を除く全ての自動車（ナンバープレートが付いていない構内車も含む）が対象です。

## 関係者の役割

これまで自動車リサイクルを担ってきた関連事業者などが最大限機能できるよう、関係者の役割が明確化されました。

### **引取業者** 事業所所在地を管轄する知事又は保健所設置市長の登録制(5年毎の更新)

自動車所有者から使用済自動車を引き取り、フロン類回収業者又は解体業者へ引き渡すリサイクルルートに乗せる入口の役割。

愛知県では、名古屋市、豊橋市、岡崎市及び豊田市が該当

### **フロン類回収業者** 知事又は保健所設置市長の登録制(5年毎の更新)

使用済自動車のエアコンからフロン類を適正に回収し、自動車メーカー等に引き渡し、使用済自動車を解体業者に引き渡す役割。

### **解体業者** 知事又は保健所設置市長の許可制(5年毎の更新)

使用済自動車のリサイクル・処理を適正に行い、エアバッグ類を自動車メーカー等に、廃車ガスを破砕業者等に引き渡す役割。

### **破砕業者** 知事又は保健所設置市長の許可制(5年毎の更新)

解体自動車（廃車ガラ）のリサイクル・処理を適正に行い、シュレッダーダストを自動車メーカー等に引き渡す役割。事業範囲に「破砕処理」と「破砕前処理（プレス、せん断）」の2種類あり。

### **自動車メーカー等** 経済産業大臣・環境大臣の認定を受け、リサイクルを実施

「拡大生産者責任」の考え方にに基づき、自らが製造又は輸入した自動車が使用済となった場合、その自動車から発生するフロン類、エアバッグ類及びシュレッダーダストを引取り、リサイクル等を適正に行う役割。

生産者が、使用・廃棄された段階においても、リサイクル・処分に一定の責任を持つという考え方

### **自動車所有者** 自動車メーカー等が定めるリサイクル料金を新車販売時(既販車は最初の車検まで)に預託

使用済となった自動車を引取業者に引き渡すとともに、フロン類、エアバッグ類及びシュレッダーダストの3品目のリサイクル等に必要な料金を負担する役割

## 電子マニフェスト制度の導入

電子マニフェスト制度を導入し、使用済自動車が各段階の事業者間で適切に処理されていることを確認できる情報管理システムが構築されます。

各事業者は、使用済自動車等の引取り・引き渡しを行った際、その旨を情報管理センター（（財）自動車リサイクル促進センター）へ、原則としてパソコンによりインターネット経由で報告します。

なお、情報管理センターは、事業者からの報告が一定期間内行われなかった場合は、登録・許可した知事又は保健所設置市長に通知し、知事又は保健所設置市長は、必要に応じてその事業者に対し勧告・命令がなされます。

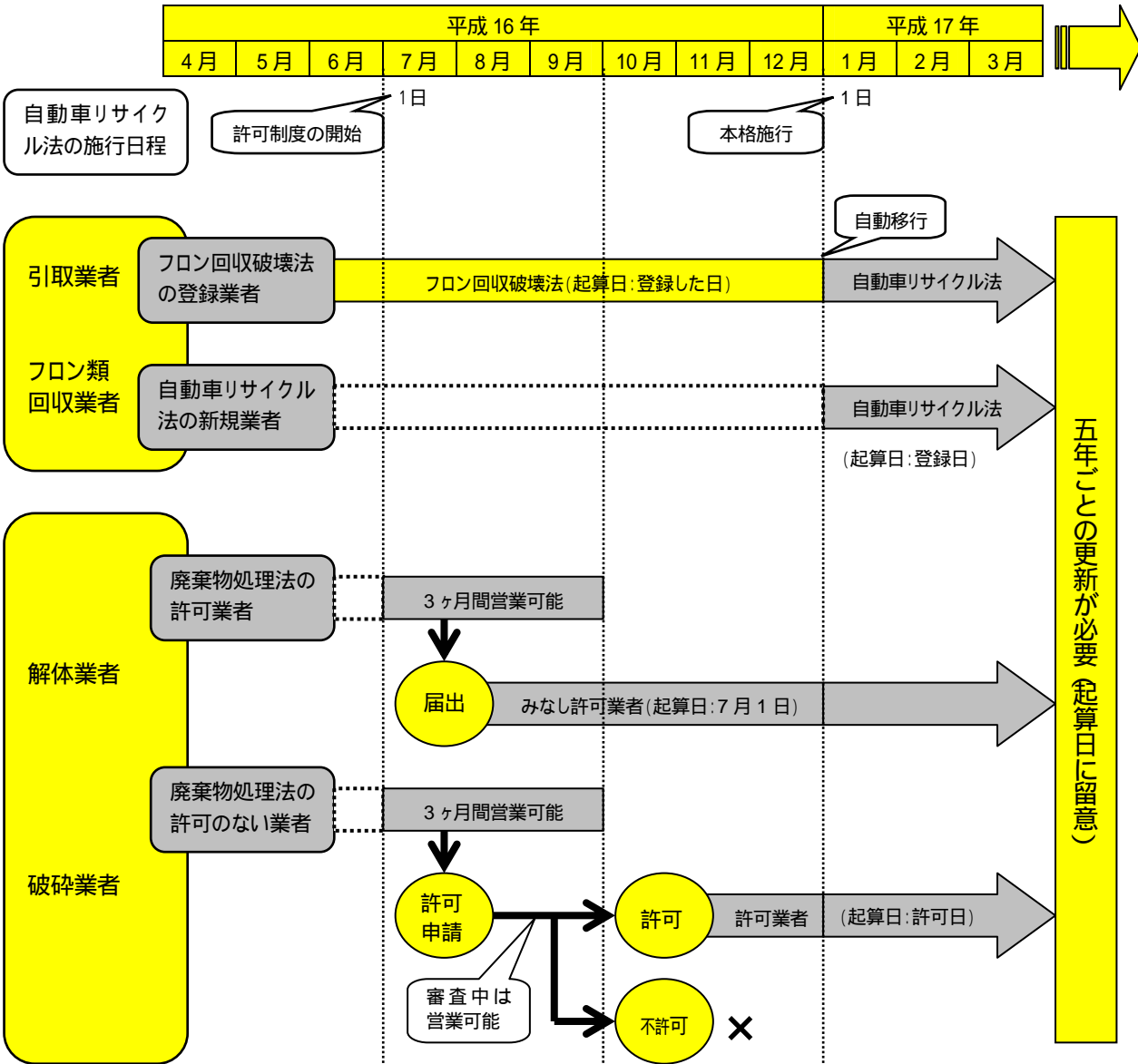


**法施行までのスケジュール**

自動車リサイクル法の施行後において使用済自動車等を扱う場合は、自動車リサイクル法に基づき引取業・フロン類回収業の登録や、解体業・破砕業の許可が必要となります。

なお、許可制度開始時（平成 16 年 7 月 1 日）において、廃棄物処理法（廃棄物の処理及び清掃に関する法律）に基づき許可を受けている産業廃棄物処理業者（使用済自動車を扱っている収集運搬業又は処分業の許可業者）は、許可制度開始時から 3 ヶ月以内（16 年 9 月末日まで）に届出を行うことにより、解体業又は破砕業の許可に移行できます。

また、登録制度開始時（17 年 1 月 1 日）において、フロン回収破壊法（特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律）に基づき登録された第 2 種特定製品引取業者又は第 2 種フロン類回収業者は、それぞれ自動車リサイクル法に基づく引取業者又はフロン類回収業者に自動的に移行します。



## 2 自動車リサイクル法と他法の関係

### 廃棄物処理法との関係

使用済自動車等（使用済自動車、解体自動車（廃車ガラ）、シュレッダーダスト、エアバッグ類）は、その金銭的価値に関わらず全て廃棄物処理法上の廃棄物として扱われます。

自動車リサイクル法の登録・許可業者は、その事業の範囲内における使用済自動車等の運搬・処理にあたっては、廃棄物処理法に基づく業の許可は不要です。また、事業所所在地の都道府県知事又は保健所設置市長の登録・許可を受けていれば、他の都道府県でも使用済自動車等の収集運搬が可能です。

ただし、運搬・処理にあたっては、廃棄物処理法に基づく廃棄物処理基準に従う必要があります。

自動車リサイクル法の登録・許可業者において廃棄物処理法上の業の許可が不要となるもの

廃掃法 自り法	一般廃棄物		産業廃棄物	
	収集運搬業	処分業	収集運搬業	処分業
引取業	許可不要：使		許可不要：使	
フロン類回収業	許可不要：使		許可不要：使	
解体業	許可不要：使、解	許可不要：使、解	許可不要：使、解	許可不要：使、解
破砕業			許可不要：解	許可不要：解

（注）**使**：使用済自動車を扱う場合、**解**：解体自動車を扱う場合

登録・許可業者は、次の工程となる登録・許可業者に使用済自動車等を引き渡す義務はありますが、廃棄物処理法に基づく委託契約書を両者間で締結する義務はありません。この場合、電子マニフェスト制度が適用されるため、廃棄物処理法上の産業廃棄物マニフェストは不要です。

使用済自動車等の運搬を他人に委託する場合には、廃棄物処理法に基づく一般廃棄物又は産業廃棄物収集運搬業の許可を持った事業者に委託することが必要です。この場合、廃棄物処理法上の産業廃棄物マニフェストは不要ですが、委託契約書は必要です。

### フロン回収破壊法との関係

フロン回収破壊法のカーエアコン部分については、その枠組みが原則そのまま自動車リサイクル法に引き継がれ、使用済自動車全体として一体的に扱われます。

フロン回収破壊法に基づき登録された第2種特定製品引取業者、第2種フロン類回収業者は、自動車リサイクル法の引取業者又はフロン類回収業者の地位に自動的に移行します。

フロン券やフロン類管理書は廃止され、自動車リサイクル法上の費用徴収方法や電子マニフェスト制度に一本化されます。ただし、平成16年12月31日までに引取業者に引き渡された自動車のフロン類については、17年1月1日以降もフロン回収破壊法の仕組みに従う必要があります。

### 3 解体業・破砕業の実施義務

#### 解体業

##### 使用済自動車の引取りと引取報告の実施

引取業者又はフロン類回収業者から使用済自動車の引取りを求められた場合は、次に示す正当な理由がある場合を除き、使用済自動車を引き取る必要があります。

また、使用済自動車を引き取った時は、原則として電子マニフェスト制度により3日以内に情報管理センターに引取報告を行う必要があります。

##### <正当な理由>

- ・天災その他やむを得ない事由により使用済自動車の引取りが困難である場合
- ・使用済自動車に異物が混入している場合
- ・使用済自動車の引取りにより、使用済自動車の適正な保管に支障が生じる場合
- ・使用済自動車の引取りの条件が通常の引取の条件と著しく異なるものである場合
- ・使用済自動車の引取りが法令の規定又は公の秩序若しくは善良の風俗に反するものである場合

##### エアバッグ類の回収の実施

使用済自動車を引き取った時は、特段の作業をせずにそのまま他の解体業者に引き渡しをする場合を除き、エアバッグ類の回収を行う必要があります。エアバッグ類の回収にあたっては、次の2つの方法があります。

##### <エアバッグ類の回収方法>

- ・インフレーター等（ガス発生器）部分を取り外して回収し、自動車メーカー等に引き渡す方法
- ・自動車メーカー等からの委託を受けて車上作動処理（使用済自動車に搭載されたままで作動）を行う方法

##### 法の再資源化基準に従った使用済自動車の解体の実施

使用済自動車を引き取った時は、特段の作業をせずにそのまま他の解体業者に引き渡しをする場合を除き、法の再資源化基準に従って適切な解体を実施する必要があります。

##### <再資源化基準>

- ・鉛蓄電池、タイヤ、廃油・廃液、（バスなどの）室内照明用蛍光灯を回収し、技術的・経済的に可能な範囲で自ら又は適正な業者に委託して再資源化（不可能な場合には、廃棄物として適正処理）すること
- ・有用な部品や材料等を技術的かつ経済的に可能な範囲で回収すること

##### エアバッグ類の引渡しと引渡報告の実施

取り外したエアバッグ類は、自動車メーカー等の指定する引取場所に引き渡すとともに、エアバッグ類を引き渡した時又は車上作動処理を行った時は、原則として電子マニフェスト制度により3日以内に情報管理センターに引渡取報告を行う必要があります。

##### 解体自動車の引渡しと引渡報告の実施

使用済自動車を解体した後の解体自動車（廃車ガラ）は、破砕業者（他の解体業者や解体自動車全部利用者を含む。）に引き渡す必要があります。

また、解体自動車を破砕業者に引き渡した時は、原則として電子マニフェスト制度により3日以内に情報管理センターに引渡報告を行う必要があります。

#### <解体自動車全部利用者>

解体自動車を鉄鋼原料として国内の電炉・転炉等に投入する事業者又は製品原料として輸出する事業者のことです。解体自動車全部利用者に引き渡した場合、引渡し的事实を証する書面を5年間保存する必要があります。

### 破砕業

#### 解体自動車の引取りと引取報告の実施

解体業者又は破砕前処理工程（プレス、せん断）のみを行う破砕業者（破砕前処理業者）から解体自動車の引取りを求められた場合は、次に示す正当な理由がある場合を除き、解体自動車を引き取る必要があります。

また、解体自動車を引き取った時は、原則として電子マニフェスト制度により3日以内に情報管理センターに引取報告を行う必要があります。

#### <正当な理由>

- ・天災その他やむを得ない事由により使用済自動車の引取りが困難である場合
- ・解体自動車に異物が混入している場合
- ・解体自動車の引取りにより、解体自動車の適正な保管に支障が生じる場合
- ・解体自動車の引取りの条件が通常の引取の条件と著しく異なるものである場合
- ・解体自動車の引取りが法令の規定又は公の秩序若しくは善良の風俗に反するものである場合

#### 法の再資源化基準に従った解体自動車の破砕・破砕前処理の実施

解体自動車を引き取った時は、特段の作業をせずにそのまま他の破砕業者に引き渡しをする場合を除き、法の再資源化基準に従って適切な破砕（シュレッディング）又は破砕前処理（プレス・せん断）を実施する必要があります。

#### <再資源化基準>

##### （破砕処理工程）

- ・鉄、アルミニウム等を技術的かつ経済的に可能な範囲で分別回収すること
- ・自動車由来のシュレッダーダスト（ASR）に異物が混入しないよう解体自動車（廃車ガラ）を破砕すること

##### （破砕前処理工程）

- ・解体自動車（廃車ガラ）に異物を混入しないこと

#### 破砕前処理を行った解体自動車の引渡しと引渡報告の実施

破砕前処理のみを行う事業者は、破砕前処理を行った解体自動車（廃車ガラ）を他の破砕業者又は解体自動車全部利用者に引き渡す必要があります。

また、解体自動車を破砕業者に引き渡した時は、原則として電子マニフェスト制度により3日以内に情報管理センターに引渡報告を行う必要があります。

#### <解体自動車全部利用者>

解体業の項を参照

#### ASRの引渡しと引渡報告の実施

破砕業者（破砕を行う場合）は、破砕工程後、ASRを自動車メーカー等に引取基準に従い引き渡すとともに、ASRを引き渡した時は、原則として電子マニフェスト制度により3日以内に情報管理センターに引渡報告を行う必要があります。

## 4 許可にあたっての基準

### (1) 解体業

#### 施設に係る基準 (施行規則 57 条 1 号)

##### < 使用済自動車(解体自動車)の保管施設 >

みだりに人が立ち入るのを防止することができる囲いが当該場所の周囲に設けられ、かつ、当該場所の範囲が明確であること。

##### ポイント

囲いの構造、材質等は特に問いませんが、人が容易に乗り越えたり、くぐり抜けたり、移動したりできないものや、倒壊しにくいものにする必要があります。また、囲いの高さは原則として 1.8m 以上とします。

例えば、ブロック塀、金属板、ネットフェンス、トタン等が考えられますが、使用済自動車等の荷重が直接囲いにかかる場合は、構造上倒壊しない安全なものにしてください。また、出入り口は施錠等が可能なものとしてください。

事業所全体に囲いがある場合は、使用済自動車等の保管場所の周りにそれとは別に囲いを設ける必要ありませんが、区域を明確にする必要があります。その場合、例えば、境界にカラーコーンを置く、ロープを床面に固定する、現場床面に白線を引くなどが考えられます。

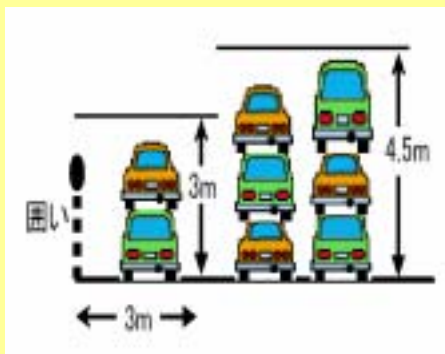
(参考) 圧縮していない使用済自動車及び解体自動車の保管基準(廃棄物処理法施行規則)

保管の高さ (平成 17 年 1 月 1 日から適用)

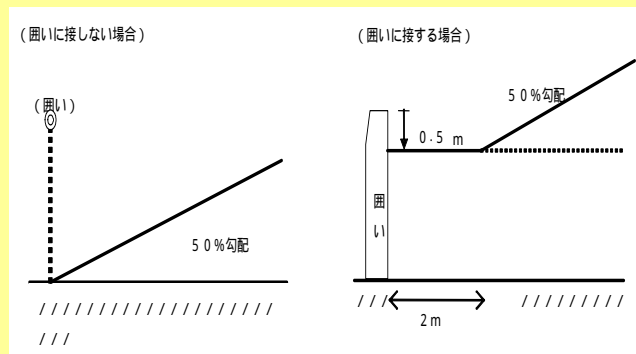
- ・ 囲いから保管場所の側に 3m 以内の部分 : 高さ 3m まで
- ・ 囲いから保管場所の側に 3m を超える部分 : 高さ 4.5m まで
- ・ 格納するための施設(構造耐力上安全なものに限る)に保管する場合 : 使用済自動車等の搬出入に当たり、落下による危害が生ずるおそれのない高さ

保管の上限 (平成 17 年 1 月 1 日から適用)

上記高さを超えない限りにおいて保管することができる数量(平成 17 年 1 月 1 日以降に引取業者に引き渡された使用済自動車について適用)



(圧縮していない使用済自動車及び解体自動車の 17 年 1 月 1 日からの保管基準)



(左記以外の場合:一般的な廃棄物処理法の保管基準)

< 使用済自動車(解体自動車)の保管施設 >

解体作業場以外の場所で廃油及び廃液が漏出するおそれのある使用済自動車を保管する場合にあっては、当該場所が次に掲げる要件を満たすものであること。

ただし、保管に先立ち使用済自動車から廃油及び廃液を回収することその他廃油及び廃液の漏出を防止するために必要な措置が講じられることが標準作業書の記載から明らかな場合は、この限りでない。

- (1) 廃油の地下浸透を防止するため、床面を鉄筋コンクリートで築造することその他これと同等以上の効果を有する措置が講じられていること。
- (2) 廃油の事業所からの流出を防止するため、油水分離装置及びこれに接続している排水溝が設けられていること。

ポイント

廃油・廃液が漏出するおそれがある使用済自動車は、老朽車や事故車などが考えられますが、そのような自動車を保管する場合の措置を規定したものです。

床面は、鉄筋コンクリート（舗装厚さ 15cm 以上のもの）あるいは鉄筋コンクリートと同等以上の効果を有するもの（例えば、厚さ 15cm の無筋コンクリート舗装 + 厚さ 10mm の鉄板、厚さ 15cm のアスファルト舗装 + 厚さ 10mm の鉄板など）とする必要があります。

ただし、廃油・廃液が漏出するおそれがある事故車等の使用済自動車は保管せず、直ちに解体作業場に搬入するなど、保管場所における廃油及び廃液の漏出防止対策が確実であり、その旨が「標準作業書」に明記されている場合は、床面の構造は特に問いません。

油水分離装置については、解体作業場の項を参照してください。

< 解体作業場以外での燃料採取場所 >

解体作業場以外の場所で使用済自動車から廃油を回収する場合にあっては、当該場所が次に掲げる要件を満たすものであること。

- (1) 廃油の地下浸透を防止するため、床面を鉄筋コンクリートで築造することその他これと同等以上の効果を有する措置が講じられていること。
- (2) 廃油の事業所からの流出を防止するため、ためますその他これと同等以上の効果を有する装置（以下「ためます等」という。）及びこれに接続している排水溝が設けられていること。

ポイント

ガソリン及び軽油が万一漏出した場合でも、速やかに拭き取り、あるいは降雨の前にためます等から汲み上げておくことなどを「標準作業書」に記載し、適正に対処することが必要です。

抜き取った燃料や廃油を一定量（指定数量）以上保管する場合は、消防法により市町村長等の許可が必要となりますので、市町村等の消防部局へ確認してください。

廃油の地下浸透を防止するための床面の構造は、使用済自動車の保管施設の場合と同じです。

「ためます」とは、排水溝に接続し、漏出した燃料を一時的に溜めておく不浸透性の構造物ですが、こぼれた燃料を十分に回収できる容量を持つことが必要です。また、「ためますと同等以上の効果を有する

装置」としては、油水分離装置が考えられます。

< 解体作業場 >

次に掲げる要件を満たす解体作業場を有すること。

- (1) 使用済自動車から廃油(自動車の燃料を除く。以下この(1)において同じ。)及び廃液を回収することができる装置を有すること。ただし、手作業により使用済自動車から廃油及び廃液が適切かつ確実に回収されることが標準作業書の記載から明らかな場合は、この限りでない。
- (2) 廃油及び廃液の地下浸透を防止するため、床面を鉄筋コンクリートで築造することその他これと同等以上の効果を有する措置が講じられていること。
- (3) 廃油の事業所からの流出を防止するため、油水分離装置及びこれに接続している排水溝が設けられていること。ただし、解体作業場の構造上廃油が事業所から流出するおそれが少なく、かつ、廃油の事業所からの流出を防止するために必要な措置が講じられることが標準作業書の記載から明らかな場合は、この限りでない。
- (4) 雨水等による廃油及び廃液の事業所からの流出を防止するため、屋根、覆いその他床面に雨水等がかからないようにするための設備を有すること。ただし、当該設備の設置が著しく困難であり、かつ、雨水等による廃油及び廃液の事業所からの流出を防止するために十分な処理能力を有する油水分離装置を設けることその他の措置が講じられる場合は、この限りでない。

ポイント

廃油及び廃液の地下浸透を防止するための床面の構造は、使用済自動車の保管施設の場合と同じです。

解体作業場からの廃油の流出を防止するため、油水分離装置及びこれに接続している排水溝を設ける必要があります。屋根等があり雨水が流入しない油水分離装置は、解体作業場内で使用する洗浄水の最大使用量に応じた容積とし、油水分離を確実にを行うためには、一般的に3槽以上が望ましいと考えられます。

ただし、横殴りの雨でも浸入を防ぐことのできる屋根や壁等があり、周囲からは解体作業場内に水が流れ込まず、万一廃油・廃液が床に漏出した場合には、布等で速やかに拭き取ることや、解体作業場の清掃に水を用いないことなどが「標準作業書」に示されている場合はこの限りではありません。

屋根、壁等の材質及び形状の例

材質	構造	鉄骨、鉄筋、木造
	壁面	金属、コンクリート、スレート、モルタル、FRP
	屋根	鉄板、瓦、スレート葺など(テント地等であっても5年以上の耐久性のあるものは可)
形状	<ul style="list-style-type: none"> <li>・屋根又は覆いがあること</li> <li>・屋根及び壁は容易に移動できないものであること</li> <li>・壁は強固なものであって、解体作業場の床面及び屋根と完全に接し、かつ床面に固定されているものであることが望ましい</li> </ul>	

周囲から解体作業場内に水が流れ込まない構造の例

- ・ガレージのように、屋根があり、三方が壁に囲まれ、残り一方にシャッターがある構造
- ・解体作業場の周囲に雨水吐きのための排水側溝(開渠)が設けられているもの
- ・解体作業場全体の床面が周囲の地面よりも高くなっているもの
- ・解体作業場の周囲に地表を流れる雨水等が浸透・越流しない高さの堰堤が設けられているもの

雨水等による廃油及び廃液の事業所からの流出を防止するためには、屋根等を設置するのが原則ですが、市街化調整区域に建築物を建築する場合は都市計画法に基づく許可が必要となりますので、都市計画部局へ確認してください。

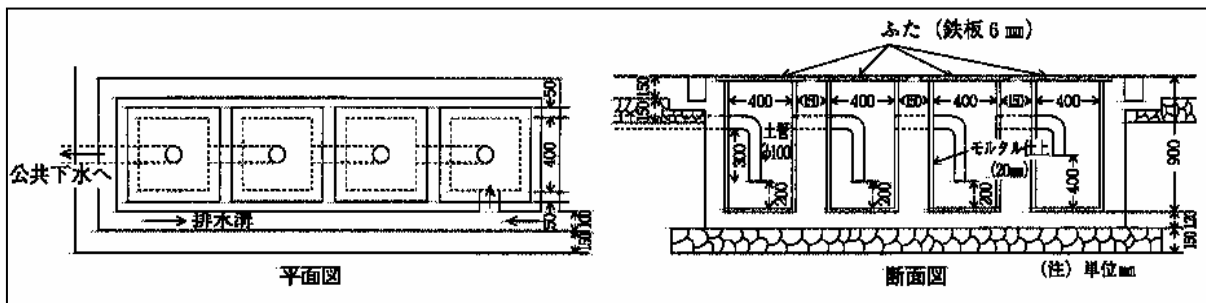
屋根等のない場合の油水分離装置は、解体作業場内の雨水の流出量に応じた容積とする必要があります。一般的な構造としては、4槽以上で滞留時間が2時間以上となるよう設計することが望ましいと考えられます。

ただし、油水分離装置は、地域や条件によっては相当大きな油水分離装置となり、設置が容易でない場合も考えられますが、この場合は、解体作業場の面積を可能な限り狭くするほか、作業時以外や雨が降り始めたら直ちに雨水が入らないよう、シートで覆いをするなどのソフト面での対策を併用することで、油水分離装置を小さくすることは可能です。

【参考】油水分離装置の容量を算定する計算式の例

<p>降雨強度の計算式</p> $I = a / ( t^n + b )$	<p>I : 降雨強度 (mm/h) a, b, n : 確率年数ごとの定数 t : 時間 (分)</p>
<p>雨水流出量の計算式</p> $Q = \frac{1}{3.6 \times 10^6} \times C \times I \times A$	<p>Q : 雨水の流出量 (m<sup>3</sup>/sec ) C : 流出係数 (一般の舗装路面では 0.70~0.95 ) I : 降雨強度 (mm/h) A : 集水面積 (m<sup>2</sup>)</p>
<p>油水分離槽の容量V(m<sup>3</sup>)の計算式</p> $V = Q \times 60 \times 60 \times H$	<p>V : 油水分離装置の必要容量(m<sup>3</sup>) H : 時間 (h)</p>

【参考】油水分離装置の構造例 (大きさは計算結果により異なります。)



本県における油水分離槽の標準的な設計については、以下のとおりです。

【算定式】

雨水流出量の計算式

$$Q = \frac{1}{3.6 \times 10^6} \times 0.95 \times I \times A$$

Q : 雨水の流出量 (m<sup>3</sup> / sec)  
I : 降雨強度 (mm / h)  
A : 集水面積 (m<sup>2</sup>)  
0.95 : 流出係数

油水分離槽の容量の計算式

$$V = Q \times 60 \times 60 \times H$$

V : 油水分離装置の必要容量 (m<sup>3</sup>)  
H : 時間 (h)

< 本県における降雨強度表（5年確率）>

	5分	10分	30分	1時間	2時間
I (mm / h)	148	123	82	56	38

【計算例】

(1) 油水分離槽のみで対応する場合

- ・油水分離槽の滞留時間は2時間を標準とする。
- ・降雨強度表の2時間の欄の38mm / hを採用する。
- ・解体作業場（集水面積）が50m<sup>2</sup>の場合

$$Q = \frac{1}{3.6 \times 10^6} \times 0.95 \times 38 \times 50 = 5.01 \times 10^{-4} \text{ (m}^3 \text{ / sec)}$$

$$V = 5.01 \times 10^{-4} \times 60 \times 60 \times 2 = 3.61 \text{m}^3$$

(2) シート等で直ちに覆う場合

- ・降り始めてから5分以内に解体作業場全体をシートで覆い、その後は雨水の流入がない場合
- ・降雨強度表の5分の欄の148mm / hを採用する。
- ・解体作業場（集水面積）が50m<sup>2</sup>の場合
- ・5分の場合は安全率2倍を見込むこと。（10分の場合の安全率は1.5、30分以上の安全率は1とする。）

$$Q = \frac{1}{3.6 \times 10^6} \times 0.95 \times 148 \times 50 = 19.53 \times 10^{-4} \text{ (m}^3 \text{ / sec)}$$

$$V = 19.53 \times 10^{-4} \times 60 \times 60 \times (5 / 60) \times 2 = 1.17 \text{m}^3$$

< 取り外した部品を保管するための設備 >

解体作業場以外の場所で使用済自動車又は解体自動車から分離した部品のうち廃油及び廃液が漏出するおそれのあるものを保管する場合にあっては、当該場所が次に掲げる要件を満たすものであること。ただし、保管に先立ち当該部品からの廃油及び廃液の漏出を防止するために必要な措置が講じられることが標準作業書の記載から明らかな場合は、この限りでない。

- (1) 廃油及び廃液の地下浸透を防止するため、床面を鉄筋コンクリートで築造することその他これと同等以上の効果を有する措置が講じられていること。
- (2) 雨水等による廃油及び廃液の事業所からの流出を防止するため、屋根、覆いその他当該部品に雨水等がかからないようにするための設備を有すること。

ポイント

保管設備は、床面を鉄筋コンクリート舗装等した専用倉庫が考えられますが、例えば、使用済トラックから取り外した幌付き荷台や、屋根がある場所に備え付けた鋼製の受け皿等であっても、廃油・廃液が地下浸透しないことが確認できれば、保管設備として使用できます。

また、保管に先立ち、外部に付着した油分等は十分に拭き取り、開口部は閉じるなどの措置を講じて廃油・廃液が外部に流出しないことが標準作業書で明らかにされた部品については、必ずしも上記の保管場所に保管する必要はありません。

保管設備に屋根、覆いを設置することが困難な場合や、床が鉄筋コンクリートなどの不透水性構造となっていない場合の対応例を次に示します。

区分	屋根・覆いがある場合	屋根・覆いがない場合	備考
不透水性の床	【パターンA】 保管場所が明示されていればよい。	【パターンC】 使用済トラックのコンテナや幌付き荷台の代用。 密閉型のふた付きボックスで保管する。 部品を遮水性シート等で覆う。	
透水性の床	【パターンB】 保管場所の下に、鉄板、ゴムシート、オイルパン、容器などの受け皿を設置する。 分離部品の下にオイルマット、ウエスなど吸着剤を敷く。 パターンDの施設でも可	【パターンD】 使用済トラックのコンテナ、幌付き荷台に、鉄板、ゴムシート、オイルパンや容器などの受け皿を設置する。 (コンテナ、荷台の床が遮水構造の場合には、不要) 密閉型のふた付きボックスで保管する。	注1) いずれも少量の廃油・廃液の流出しか想定しておらず、保管前の十分な除去作業が前提である。 注2) 廃油・廃液の受け皿は、部品と直接接する場合、その荷重に十分耐え得る材質、構造のものでなければならない。

#### 能力に係る基準（施行規則 57 条2号）

次に掲げる事項を記載した標準作業書を常備し、従事者に周知していること。

- (1) 使用済自動車及び解体自動車の保管の方法
- (2) 廃油及び廃液の回収、事業所からの流出の防止及び保管の方法
- (3) 使用済自動車又は解体自動車の解体の方法（指定回収物品並びに鉛蓄電池、タイヤ、廃油、廃液及び室内照明用の蛍光灯の回収の方法を含む。）
- (4) 油水分離装置及びためます等の管理の方法（これらを設置する場合に限る。）
- (5) 使用済自動車又は解体自動車の解体に伴って生じる廃棄物（解体自動車及び指定回収物品を除く。）の処理の方法
- (6) 使用済自動車又は解体自動車から分離した部品、材料その他の有用なものの保管の方法
- (7) 使用済自動車及び解体自動車の運搬の方法
- (8) 解体業の用に供する施設の保守点検の方法
- (9) 火災予防上の措置

#### ポイント

標準作業書では、解体作業が環境保全や資源有効利用上配慮して行われることを具体的に示す必要があります。その際、廃棄物処理法、消防法など解体業を実施するために守るべき他法令の規制等についても、関連する事項に含めて記載します。

また、解体作業手順は、解体の対象となる車種、解体以降の再資源化方法、解体事業場の設備等により多様であることから、標準作業書の作成は、実際の作業内容を踏まえたものとし、形式化することがないように十分留意するとともに、作業工程の改善や標準作業書の見直しを随時行うことが重要です。

なお、実際の作業工程の写真等を添付することにより、文章による詳細な説明の一部に代えることは可能です。

具体的な記載方法は、「標準作業書ガイドライン」を参照してください。

事業計画書又は収支見積書から判断して、解体業を継続できないことが明らかでないこと。

ポイント

事業計画書は、解体実績（使用済自動車や解体自動車の引取り及び解体台数、解体自動車の引渡台数、保管量等）も含めて記述する必要があります（[ホームページ掲載の記入例](#)ご参照ください）。

使用済自動車や解体自動車を不適正に大量に保管している実態が明らかであり、当該使用済自動車等の撤去が事業計画書の中で示されない場合や、収支見積書により当該使用済自動車等の撤去を行うための資金的な目途が立たない場合には、解体業を継続できないものと考えられます。

## 4 許可にあたっての基準

### (2) 破砕業

#### 施設に係る基準（施行規則 62 条 1 号）

##### < 解体自動車、若しくは圧縮又はせん断した後の解体自動車の保管施設 >

みだりに人が立ち入るのを防止することができる囲いが当該場所の周囲に設けられ、かつ、当該場所の範囲が明確であること。

#### ポイント

解体業に係る使用済自動車の保管施設の場合と同じですが、圧縮したものと、圧縮していないものとは扱いが異なります。

圧縮していない解体自動車は、使用済自動車と同じ保管基準、すなわち、囲いから 3m 以内は高さ 3m 以下、その内側では高さ 4.5m 以下とする必要があります。一方、重機により簡易プレスされた解体自動車、ソフトプレス（1 軸圧縮）、A プレス（3 方締圧縮）、サイコロプレスなど、圧縮した解体自動車は、一般的な産業廃棄物の保管基準が適用されます。

圧縮していない解体自動車と圧縮した解体自動車は分けて保管する必要がありますが、保管場所が十分でない場合などは、圧縮していない解体自動車を搬入後直ちに圧縮し、圧縮した解体自動車の保管場所に保管するなどの対応を行ってください。

##### < 破砕前処理施設 >

解体自動車の破砕前処理を行う場合にあっては、廃棄物が飛散し、流出し、並びに騒音及び振動によって生活環境の保全上支障が生じないように必要な措置が講じられた施設を有すること。

#### ポイント

解体自動車の破砕前処理施設（圧縮又はせん断施設）は、廃棄物処理法に基づく処理基準が適用され、廃棄物の飛散・流出、騒音・振動の発生によって生活環境の保全上支障が生じない施設であることが必要です。望ましい具体的な例として、次のようなものが考えられます。

##### 据え付け型施設、可動型施設（重機）の場合

- ・破砕前処理施設を屋根・壁等があるコンクリート舗装された建物内に設置する。
- ・重機による圧縮作業（先端部分）を屋根・壁等があり、床面をコンクリート舗装した場所で行う。また、当該作業場所や重機が動く範囲については、鉄筋コンクリートの床面を厚くする、鉄板を敷くなどの補強をする。
- ・破砕前処理作業に伴って発生する振動の周囲への伝搬を防止するため、大型基礎設計、防振装置等により対応する。
- ・必要に応じ、周囲に防音壁を設け、騒音が場外に漏れないようにする。

##### 移動型施設（プレスカーなど）の場合

- ・圧縮作業は、周辺的生活環境に影響の少ない場所や時間帯で実施し、道路上では作業を行わない。また、床面が鉄筋コンクリート等で舗装された場所のできる限り行う。（その旨標準作業書に記載）

- ・廃油・廃液類の漏出があった場合は、直ちにウエス等で拭き取り、現場の原状回復を図る。また、再発防止のため、解体業者に対する廃油・廃液の確実な回収を促す。(その旨標準作業書に記載)

#### < 破砕処理施設 >

解体自動車の破砕を行う場合にあっては、次のとおりであること。

- (1) 解体自動車の破砕を行うための施設が産業廃棄物処理施設である場合にあっては、廃棄物処理法第15条第1項又は第15条の2の5第1項の規定による許可を受けている施設であること。
- (2) 解体自動車の破砕を行うための施設が産業廃棄物処理施設以外の施設である場合にあっては、廃棄物が飛散し、流出し、並びに騒音及び振動によって生活環境の保全上支障が生じないように必要な措置が講じられた施設であること。

#### ポイント

自動車リサイクル法では、解体自動車は廃棄物として扱われ、その材質等から産業廃棄物に該当します。解体自動車の破砕に用いられる施設は、通常1日当たりの処理能力が5トン以上の規模となることから、廃棄物処理法に基づく産業廃棄物処理施設として知事等の設置許可が必要となります。

1日当たりの処理能力が5トン未満の破砕施設では、知事等の設置許可は必要ありませんが、当該施設での破砕処理も廃棄物処理法に基づく処理基準は適用され、廃棄物の飛散・流出や、騒音・振動の発生による生活環境の保全上支障が生じないように措置する必要があります。

#### < 自動車破砕残さ(シュレッダーダスト)の保管施設 >

解体自動車の破砕を行う場合にあっては、自動車破砕残さを保管するための十分な容量を有する施設であって、次に掲げる要件を満たすものを有すること。

- (1) 汚水の地下浸透を防止するため、床面を鉄筋コンクリートで築造することその他これと同等以上の効果を有する措置が講じられていること。
- (2) 自動車破砕残さの保管に伴い汚水が生じ、かつ、当該汚水が事業所から流出するおそれがある場合にあっては、当該汚水による公共の水域及び地下水の汚染を防止するために十分な処理能力を有する排水処理施設及び排水溝((3)において「排水処理施設等」という。)が設けられていること。
- (3) 雨水等による汚水の事業所からの流出を防止するため、屋根、覆いその他自動車破砕残さに雨水等がかからないようにするための設備を有すること。ただし、公共の水域及び地下水の汚染を防止するために十分な処理能力を有する排水処理施設等を設けることその他の措置が講じられることにより雨水等による汚水の事業所からの流出が防止できる場合は、この限りでない。
- (4) 自動車破砕残さが飛散又は流出することを防止するため、側壁その他の設備を有すること。

#### ポイント

汚水の地下浸透を防止するための床面の構造は、使用済自動車の保管施設の場合と同じです。

排水処理施設の能力は、シュレッダーダストの保管に伴って発生する汚水の量や水質に応じた十分な能力が必要です。また、降雨時に発生する汚水を処理する排水処理施設については、地域の降水量と敷地の面積等により、処理すべき水量を計算してください。

側壁その他の設備として、側壁以外には自立したコンテナ等が考えられます。また、一般にシュレッダーダストは、発火のおそれがあることから、適切な火災予防にも配慮する必要があります。

## 能力に係る基準（施行規則 62 条2号）

次に掲げる事項を記載した標準作業書を常備し、従事者に周知していること。

- (1) 解体自動車の保管の方法
- (2) 解体自動車の破砕前処理を行う場合にあっては、解体自動車の破砕前処理の方法
- (3) 解体自動車の破砕を行う場合にあっては、解体自動車の破砕の方法
- (4) 排水処理施設の管理の方法（排水処理施設を設置する場合に限る。）
- (5) 解体自動車の破砕を行う場合にあっては、自動車破砕残さの保管の方法
- (6) 解体自動車の運搬の方法
- (7) 解体自動車の破砕を行う場合にあっては、自動車破砕残さの運搬の方法
- (8) 破砕業の用に供する施設の保守点検の方法
- (9) 火災予防上の措置

### ポイント

標準作業書では、破砕作業が環境保全や資源有効利用上配慮して行われることを具体的に示す必要があります。その際、廃棄物処理法、消防法など解体業を実施するために守るべき他法令の規制等についても、関連する事項に含めて記載します。

また、破砕作業手順は、破砕に用いる施設等により多様であることから、標準作業書の作成は、実際の作業内容を踏まえたものとし、形式化することがないように十分留意するとともに、作業工程の改善及び標準作業書の見直しを随時行うことが重要です。

なお、実際の作業工程の写真等を添付することにより、文章による詳細な説明の一部に代えることは可能です。

具体的な記載方法は、「標準作業書ガイドライン」を参照してください。

事業計画書又は収支見積書から判断して、破砕業を継続できないことが明らかでないこと。

### ポイント

事業計画書は、破砕実績（解体自動車の引取り及び破砕の台数、シュレッダーダストの処分量、保管量等）も含めて記述する必要があります（ホームページ掲載の記入例ご参照ください）。

解体自動車やシュレッダーダストを不適正に大量に保管している実態が明らかであり、当該シュレッダーダスト等の撤去が事業計画書の中で示されない場合や、収支見積書により当該シュレッダーダスト等の撤去を行うための資金的な目途が立たない場合には、破砕業を継続できないものと考えられます。

## 5 許可申請(届出)手続

### (1) 解体業

#### 許可申請書(届出書)記入にあたっての留意事項

許可申請書は、ホームページ掲載の記入例を参考にして作成してください。  
なお、届出書の記載内容も許可申請書と同じです。

#### ポイント

許可申請書(届出書)は2部作成してください。(そのうち、1部は受付後にお返しします。)

日付は、申請が受け付けられたときに記入してください。

標準作業書を別途作成し、添付してください。

#### 添付書類作成にあたっての留意事項

申請書には、次の書類を添付してください。

解体業を行おうとする事業所の施設の構造を明らかにする図面(平面図・立面図・断面図・構造図)、  
設計計算書、付近の見取り図

施設の所有権(又は使用権原)の証明書

事業計画書

収支見積書

申請者が個人の場合には、住民票の写し(又は外国人登録証明書)と登記事項証明書

申請者が法人の場合には、定款又は寄附行為と登記簿謄本

役員の住民票の写し(又は外国人登録証明書)と登記事項証明書

発行済株式総数又は総出資額の100分の5以上を占める者の株式数又は出資額、住民票の写し(又は外国人登録証明書)及び登記事項証明書(個人株主等用)又は登記簿謄本(法人株主等用)

本支店の代表者や契約締結権限のある使用人の住民票の写し(又は外国人登録証明書)と登記事項証明書

申請者が未成年者の場合には、法定代理人の住民票の写し(又は外国人登録証明書)と登記事項証明書

欠格要件に該当しないことを誓約する誓約書

#### ポイント

添付書類は、許可申請又は届出であっても原則として全て作成してください。

解体業を行おうとする事業所の施設の構造を明らかにする図面は、1/100～1/200 程度の縮尺で作成してください。

また、使用済自動車等の保管量、排水処理施設の処理能力等に係る設計計算書には、具体的な設計条件を示しながら、その計算途上を明らかにしてください。

付近の見取り図は、最寄りの駅、幹線道路等を明記しながら、事業所の所在地を示してください。

解体業を行おうとする事業所の土地の登記簿謄本、使用済自動車等を運搬するための車両に係る車検証の写しを添付してください。なお、他人の土地及び車両を使用する場合は、賃貸借契約書の写しなど使用権原を証する書類を併せて添付してください。

事業計画書及び収支見積書は、**ホームページ掲載の記入例**を参考に作成してください。

保管基準を超えて使用済自動車や解体自動車を大量に保管している場合は、事業計画書及び収支見積書において記載すべき事項の内容が異なりますので、事前にご相談ください。

住民票は、本籍の記載があるものとしてください。

欠格要件に該当しない旨の誓約書は、**ホームページ掲載の様式**を用いてください

## 5 許可申請(届出)手続

### (2) 破砕業

#### 許可申請書(届出書)記入にあたっての留意事項

許可申請書は、ホームページ掲載の記入例を参考にして作成してください。  
なお、届出書の記載内容も許可申請書と同じです。

#### ポイント

許可申請書(届出書)は**2部**(愛知県知事あての場合は**3部**)作成してください。(そのうち、1部は受付後にお返しします。)

日付は、申請が受け付けられたときに記入してください。

標準作業書を別途作成し、添付してください。

#### 添付書類作成にあたっての留意事項

申請書には、次の書類を添付してください。

破砕業を行おうとする事業所の施設の構造を明らかにする図面(平面図・立面図・断面図・構造図)、  
設計計算書、付近の見取り図(廃棄物処理法の施設許可を有する場合には不要)

施設の所有権(又は使用権原)の証明書

事業計画書

収支見積書

申請者が個人の場合には、住民票の写し(又は外国人登録証明書)と登記事項証明書

申請者が法人の場合には、定款又は寄附行為と登記簿謄本

役員の住民票の写し(又は外国人登録証明書)と登記事項証明書

発行済株式総数又は総出資額の100分の5以上を占める者の株式数又は出資額、住民票の写し(又は外国人登録証明書)及び登記事項証明書(個人株主等用)又は登記簿謄本(法人株主等用)

本支店の代表者や契約締結権限のある使用人の住民票の写し(又は外国人登録証明書)と登記事項証明書

申請者が未成年者の場合には、法定代理人の住民票の写し(又は外国人登録証明書)と登記事項証明書

欠格要件に該当しないことを誓約する誓約書

#### ポイント

添付書類は、許可申請又は届出であっても原則として全て作成してください。

破碎業を行おうとする事業所の施設の構造を明らかにする図面は、1/100～1/200程度の縮尺で作成してください。

また、解体自動車等の保管量、排水処理施設の処理能力等に係る設計計算書には、具体的な設計条件を示しながら、その計算途上を明らかにしてください。

付近の見取り図は、最寄りの駅、幹線道路等を明記しながら、事業所の所在地を示してください。

破碎業を行おうとする事業所の土地の登記簿謄本、破碎前処理施設又は破碎施設の所有権原を証する書類、解体自動車等を運搬するための車両に係る車検証の写しを添付してください。なお、他人の土地、施設及び車両を使用する場合は、賃貸借契約書の写しなどを併せて添付してください。

事業計画書及び収支見積書は、**ホームページ掲載の記入例**を参考に作成してください。

保管基準を超えて解体自動車やシュレッダーダストを大量に保管している場合は、事業計画書及び収支見積書において記載すべき事項の内容が異なりますので、事前にご相談ください。

住民票は、本籍の記載があるものとしてください。

欠格要件に該当しない旨の誓約書は、**ホームページ掲載の様式**を用いてください。

